



# 山形県公報

令和4年8月26日(金)  
第333号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 災害救助法による救助の実施……………(防災危機管理課) ……831
- 地域登録検査機関の登録……………(県産米ブランド推進課) ……832
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(同) ……同
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(同) ……833
- 県営土地改良事業計画の変更……………(庄内総合支庁農村計画課) ……837
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……838
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 令和4年2月県告示第96号(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃)の一部改正……………(建築住宅課) ……839

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………同
- 政治団体の届出事項の異動……………840
- 政治団体の解散……………同
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………841

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局固定資産管理規程の一部を改正する規程……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(消防救急課) ……同
- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……842
- 同……………(同) ……845
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(病院事業局) ……847

## 告 示

### 山形県告示第674号

災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の規定により、令和4年8月3日から発生した大雨により県民の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた次の市町の区域内において同日から同法に基づく救助を行うこととし、同法第13条第1項の規定により当該救助の実施に関する事務の一部を当該市町の長が行うこととした。

令和4年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

米沢市

寒河江市  
 長井市  
 南陽市  
 西村山郡大江町  
 東置賜郡高畠町  
 同 川西町  
 西置賜郡小国町  
 同 白鷹町  
 同 飯豊町

**山形県告示第675号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をした。  
 令和4年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号  
 令和4年8月22日  
 107
- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 株式会社サンエイファーム  
 代表取締役社長 工藤 忠則  
 鶴岡市藤島関根字猫田17番地2
- 3 農産物検査を行う農産物の種類  
 国内産玄米
- 4 登録の区分  
 品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域  
 山形県
- 6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
工 藤 忠 則	玄米	国内産農産物に限る。

**山形県告示第676号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 新庄市農業協同組合  
 代表理事理事長 柿崎 広昭  
 新庄市沖の町5番55号
- 2 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変 更 前	変 更 後	備 考	
斎藤 孝幸 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和4年4月1日

森 壮志 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
正野 信一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
高橋 達也 もみ、玄米、大豆、そば	同 左	
高橋 秀典 もみ、玄米、大豆、そば	同 左	
早坂 洋一 玄米、大豆、そば	同 左	
金田 健志 玄米、大豆、そば	同 左	
矢作 正紀 玄米、大豆、そば	同 左	
浅沼 純一 もみ、玄米、小麦、大豆、そば		

山形県告示第677号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和4年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1. (1) 登録年月日及び登録番号  
平成14年8月30日  
10
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
さがえ西村山農業協同組合  
代表理事組合長 安孫子 常哉  
寒河江市中央工業団地75番地
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米 国内産小麦 国内産大豆 国内産そば
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
佐 藤 知 徳	玄米、小麦、大豆、そば	国内産農産物に限る。
佐々木 和 真	玄米、小麦、大豆、そば	
土 田 裕 之	玄米、小麦、大豆、そば	
鈴 木 啓 司	玄米、小麦、大豆、そば	
宮 林 清	玄米、小麦、大豆、そば	

青 木 悟	玄米、小麦、大豆、そば
山 崎 浩	玄米、小麦、大豆、そば
佐 藤 長 弥	玄米、小麦、大豆、そば
半 澤 弘 典	玄米、小麦、大豆、そば
工 藤 恭 裕	玄米、小麦、大豆、そば
大 泉 敏 志	玄米、小麦、大豆、そば
結 城 真 人	玄米、小麦、大豆、そば
清 野 睦 彦	玄米、小麦、大豆、そば
結 城 勇次郎	玄米、小麦、大豆、そば
菊 地 俊	玄米、小麦、大豆、そば
飯 田 信 之	玄米、小麦、大豆、そば
今 田 竜乃助	玄米、小麦、大豆、そば
氏 家 俊 希	玄米、小麦、大豆、そば
矢 作 慎 吾	玄米、小麦、大豆、そば
結 城 孝 太	玄米、小麦、大豆、そば
丹 野 友 樹	玄米、小麦、大豆、そば
齋 藤 俊 樹	玄米、小麦、大豆、そば
齋 藤 勇 介	玄米、小麦、大豆、そば
土 田 晋 也	玄米、小麦、大豆、そば
芳 賀 剛	玄米、小麦、大豆、そば
小 野 大 地	玄米、小麦、大豆、そば
菅 野 健太郎	玄米、小麦、大豆、そば
高 子 龍 也	玄米、小麦、大豆、そば
鈴 木 雄	玄米、小麦、大豆、そば

佐藤 啓太	玄米、小麦、大豆、そば
竹屋 寿一	玄米、小麦、大豆、そば
佐藤 侑	玄米、小麦、大豆、そば
前田 峻	玄米、大豆、そば
兼子 浩綺	玄米、大豆、そば
鈴木 翔	玄米、小麦、大豆、そば

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号  
平成14年8月30日  
11
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
新庄市農業協同組合  
代表理事理事長 柿崎 広昭  
新庄市沖の町5番55号
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産もみ 国内産玄米 国内産小麦 国内産大豆 国内産そば
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	備考
斎藤 孝幸	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	国内産農産物に限る。
森 壮志	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
正野 信一	玄米、小麦、大豆、そば	
高橋 達也	もみ、玄米、大豆、そば	
高橋 秀典	もみ、玄米、大豆、そば	
早坂 洋一	玄米、大豆、そば	
金田 健志	玄米、大豆、そば	
矢作 正紀	玄米、大豆、そば	

- 3 (1) 登録年月日及び登録番号  
平成14年8月30日  
15
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- 鶴岡市農業協同組合  
 代表理事組合長 佐藤 茂一  
 鶴岡市日吉町3番1号
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
 国内産もみ 国内産玄米 国内産小麦 国内産大麦 国内産大豆 国内産そば
- (4) 登録の区分  
 品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
 山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	備考
佐藤 博	もみ、玄米、大豆	国内産農産物に限る。
林 真太郎	もみ、玄米、大豆	
高橋 弘	もみ、玄米、大豆	
難波 俊幸	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
菅原 透	もみ、玄米、大豆	
菅原 隼希	もみ、玄米、大豆、そば	
吉住 吉美	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
石井 隆	もみ、玄米、大豆	
須田 朗弘	もみ、玄米、大豆、そば	
玉田 陽集	もみ、玄米、大豆、そば	
佐藤 泰紀	もみ、玄米、大豆、そば	
小林 欣一	もみ、玄米、大豆、そば	

- 4 (1) 登録年月日及び登録番号  
 平成14年8月30日  
 16
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 余目町農業協同組合  
 代表理事組合長 佐藤 一彦  
 東田川郡庄内町余目字三人谷地172番地
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
 国内産玄米 国内産小麦 国内産大麦 国内産大豆 国内産そば
- (4) 登録の区分  
 品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
 山形県

(6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	備考
工藤 久仁男	玄米、大麦、大豆、そば	国内産農産物に限る。
佐藤 英樹	玄米、小麦、大麦、大豆	
吉住 徹	玄米、大豆	
大滝 吉幸	玄米、大豆	
高橋 航	玄米、小麦、大豆	
川島 功嗣	玄米、小麦、大豆	

5 (1) 登録年月日及び登録番号

平成14年9月9日

17

(2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

酒田市袖浦農業協同組合

代表理事組合長 五十嵐 良弥

酒田市坂野辺新田字葉萱112番地

(3) 農産物検査を行う農産物の種類

国内産もみ 国内産玄米 国内産大豆

(4) 登録の区分

品位等検査

(5) 農産物検査を行う区域

山形県

(6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	備考
佐藤 助弘	もみ、玄米、大豆	国内産農産物に限る。
加賀 徹	もみ、玄米、大豆	
村上 淳一	もみ、玄米、大豆	
佐藤 勝	もみ、玄米、大豆	
五十嵐 正義	もみ、玄米	
阿部 恵理	もみ、玄米、大豆	
太田 明日香	もみ、玄米、大豆	

山形県告示第678号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営金森目地区土地改良事業（農地整備

事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営金森目地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和4年8月29日から同年9月28日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第679号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形河川国道事務所管内（山形市の一部）
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年8月26日から同年12月23日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（数値地形図作成）

#### 山形県告示第680号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形空港周辺（東根市、天童市の一部）
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年7月29日から同年12月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量：地図情報レベル1000）

#### 山形県告示第681号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域

- 東田川郡庄内町狩川西部地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年8月12日から同年11月30日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第682号**

令和4年2月県告示第96号（県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃）の一部を次のように改正し、令和4年12月1日から施行する。

令和4年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

「 | 県営南山形アパート5号 | 51.3 | 0.93 | 67,300 | を

「 | 県営南山形アパート4号 | 39.9 | 0.93 | 86,700 |  
| 県営南山形アパート5号 | 51.3 | 0.93 | 67,300 | に改める。

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

**山形県選挙管理委員会告示第42号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和4年8月26日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕 谷 真 生

- 1 政党の支部のうち法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
自由民主党山形県参議院選挙区第一支部	大内理加	早坂和夫	山形市松波1-15-8	参議院議員	令和 4. 6. 3

- 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
関口由美後援会	関口由美	関口由美	東田川郡庄内町余目字沢田100番地13	令和 4. 4. 21
伊藤かずみ後援会	伊藤和美	伊藤知之	東田川郡庄内町西袋字橋之脇50番地	同 5. 18
奥山やすひろ後援会	奥山豊	斎藤昌	東田川郡庄内町古関字古館13番地	同 5. 19
和田かずのり後援会	和田一則	菊池隼人	西村山郡朝日町大字和合2857番地	同 5. 26
米沢未来塾	遠藤博子	遠藤正人	米沢市大字南原横堀町2821番地	同 7. 7

ひがしねの未来を一緒に つくる会	白井健道	牧野清政	東根市さくらんぼ駅前一丁目4 番21号	同 7.19
康志会	清野康隆	清野祐三子	東根市中央3丁目10-14	同 7.21

山形県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和4年8月26日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党山形県 参議院選挙区第一 支部	大内理加	主たる事務所の 所在地	山形市漆山3423-1 102号	山形市松波1-15-8	令和 4.7.13

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
井上晃一と川西町 を育てる会	多田三喜雄	会計責任者の 氏名	島貫貞夫	竹田明宏	令和 4.3.23
原田和広を育てる 会	原田和広	会計責任者の 氏名	原田悦子	大場陽子	同
田中斉後援会	佐藤紀巳雄	代表者の氏名	佐藤紀巳雄	阿部榮一	同 4.1
加藤かつのぶを支 援する会	八木徳郎	代表者の氏名	八木徳郎	加藤將展	同 4.27
はまゆう「高橋千 代夫後援会」	早坂勇吉	会計責任者の 氏名	高橋一幸	早坂静雄	同 5.9
天童・新しい風の 会	奥山紘一	会計責任者の 氏名	月野薫	國井武夫	同 5.10
山形県司法書士政 治連盟	宮地真司	政治団体の名 称	山形県司法書士政治連 盟	日本司法書士政治連盟 山形会	同 5.20
南陽市東置賜郡医 師連盟	金子誠	代表者の氏名	金子誠	齋藤潔	同 5.27
山形県木材産業政 治連盟	松田賢	会計責任者の 氏名	堀米英明	鈴木健治	同 5.31
日本薬業政治連盟 山形県支部	松浦光輝	代表者の氏名	松浦光輝	吉田信吾	同 7.1

山形県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和4年8月26日

## 山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
斎藤久後援会	押井虎雄	令和 3.12.31
中沢洋後援会	中沢洋	令和 4. 3.31
小川一博後援会	斉藤勇	令和 4. 4.20
加藤孝後援会	加藤孝	令和 4. 6.17

## 山形県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和4年8月26日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
加藤孝	加藤孝後援会	令和 4. 6.17

## 病院事業局関係

## 規程

## 山形県病院事業管理規程第6号

山形県病院事業局固定資産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年8月26日

山形県病院事業管理者 大澤賢史

## 山形県病院事業局固定資産管理規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局固定資産管理規程（平成15年3月県病院事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。  
第19条の2第1項第2号中、「3年」を「5年」に改め、同条第2項中、「3年」を「5年」に改める。

## 附則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年8月26日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

山形県消防防災ヘリコプター定期検査及び限界使用時間到達部品の交換・点検 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県防災くらし安心部消防救急課消防保安担当 山形県松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2227
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年7月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
東北エアサービス株式会社 宮城県岩沼市下野郷字新拓190番地
- 5 随意契約に係る契約金額 73,700,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和4年6月10日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和4年7月20日付けで山形県知事から通知があった。

令和4年8月26日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課 (対象施設等)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
県立病院課 (働き方改革実現課)	第5章第1-2 「県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減」のための具体的な取り組み ① 優先的検討方針に基づく評価結果の公表について 山形県立新庄病院改築整備事業について、「山形県公民連携及び民間資金等の活用による公共施設等の整備に係る手法を導入するための優先的検討方針」に基づき、PPP/PFI手法の導入の適否を検討した結果、適しないと評価している。 この場合、優先的検討方針において、入札手続の終了後適切な時期に、PPP/PFI手法簡易定量評価調書の内容をインターネット上で公表することとしているが、令和3年10月時点で公表されていない。令和2年12月に施工業者が決定し入札手続きが完了していることから、適切な時期にインターネット上で公表する必要がある。	令和3年11月に、PPP/PFI手法簡易定量評価調書の内容を県ホームページで公表した。
観光復活戦略課	第5章第6-2 山形県県民の海・プール ⑤ 備品標示票の貼付漏れについて 当施設で保有している備品に関して、備品標示票の貼付が漏れている備品が1件確認された。 県は備品標示票の貼付が漏れている備品に関して、規定に基づき備品標示票を貼付する必要がある。	備品標示票の貼付が漏れていた備品について、令和4年4月に貼付した。

<p>会計局 会計課</p>	<p>第5章第6-5 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館 ④ 地方公会計の固定資産台帳上のデータ重複の修正について 当施設について、県の地方公会計データのうち固定資産台帳の情報にデータの重複があった。 県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、当該データの重複について修正する必要がある。</p>	<p>令和4年3月、固定資産台帳の当該データの重複を修正した。</p>
<p>産業技術イノベーション課</p>	<p>第5章第6-13 工業技術センター ⑤ 行政財産目的外使用許可の更新手続の漏れについて 当施設の敷地内の一部に関して、行政財産目的外使用許可に関する更新手続が漏れている事案が確認された。 現地調査時点において、使用許可申請書の提出漏れがあったことを把握し、申請書の提出に向けた手続を行っているとのことであるが、同様の使用許可申請漏れがないように、行政財産目的外使用許可申請に係る手続の徹底を図るべきである。</p>	<p>行政財産目的外使用許可に関する更新手続が漏れている事案に関しては、工業技術センターの担当者が相手方と協議を行い、令和3年11月15日付けで行政財産使用許可書を発行した。 また、今後同様の事案が発生しないよう、使用許可・更新案件及び手続時期のリストを作成し、所属及び所管課においてチェックを行っている。</p>
<p>教育政策課</p>	<p>第5章第6-20 遊佐高等学校 ③ 最新の備品一覧表に基づく照合確認の確実な実施について 県では、毎年7月に備品現物と備品台帳との照合確認を実施しているが、当施設で令和3年7月に実施された備品照合確認において、担当者は前年度の備品台帳を加工後使用して現物との照合を行っており、内容を精査したところ、照合時点までに廃棄したものが台帳に含まれていた。 よって、県は、備品照合の手続きについて、「物品の管理事務について（通知）」に従って最新の備品一覧表に基づき確実に実施する必要がある。</p>	<p>備品台帳は令和4年2月に修正し、令和3年7月に実施した備品照合確認において不整合だった事案に関しては不整合調査報告書を作成した。 また、再発防止のため、県立学校事務部長会議において、備品照合の手続を確実に実施するよう指導した。</p>

<p>会計局 会計課</p>	<p>第5章第6-20 遊佐高等学校 ④ 地方公会計の固定資産台帳上の除却登録漏れの修正について 県では、地方公会計データのうち固定資産台帳の情報に、当施設についてデータの重複と除却登録漏れが確認された。旧自転車置場は重複して登録され、かつ、平成28年度に解体して別に新設しているが、固定資産台帳上はその全てが登録されている状況であった。 県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、県は、地方公会計の固定資産台帳上、当施設に係る除却登録漏れについて修正する必要がある。</p>	<p>令和4年3月、固定資産台帳の当該データの除却登録漏れを修正した。</p>
<p>施設装備課</p>	<p>第5章第6-24 天童警察署 ② 備品標示票のない物品の標示について 当施設の備品の一部について、山形県財務規則で定める備品標示票が貼付されていなかった。 県は、山形県財務規則等に従い備品標示票の貼付等を行い、常に管理台帳等との照合確認ができるように対応する必要がある。</p>	<p>令和3年11月、天童警察署において当該備品に対して備品標示票の貼付又は物品番号の手書き記入等の対応を実施した。 また、令和4年2月、警務部会計課において関係所属長に対し、再発防止に関する教養資料を発出した。</p>
<p>会計局 会計課</p>	<p>第5章第6-27 元蔵王西部牧場 ① 地方公会計の固定資産台帳上のデータ重複及び除却登録漏れの修正について 当施設について、県の地方公会計の固定資産台帳上、データの重複及び既に解体して実在しない施設の除却登録漏れが確認された。 県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、県は、固定資産台帳上、当施設に係るデータ重複及び除却登録漏れについて修正する必要がある。</p>	<p>令和4年3月、固定資産台帳の当該データの重複及び除却登録漏れを修正した。</p>

<p>会計局 会計課</p>	<p>第5章第6-30 酒田北港地区 ② 地方公会計の固定資産台帳上の移管登録漏れの修正について 当財産について、県の地方公会計の固定資産台帳上、平成23年度に企業局へ移管済みであるが、土地取得事業特別会計の固定資産として登録されている。 県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、県は、固定資産台帳上、当財産に係る移管登録漏れを修正する必要がある。</p>	<p>令和4年3月、固定資産台帳の当該データの移管登録漏れを修正した。</p>
--------------------	--	---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和3年6月11日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和4年7月20日付けで山形県知事から通知があった。

令和4年8月26日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>みどり自然課 (農村計画課)</p>	<p>7 ふるさと農村地域活性化基金 ② 実績報告に係る書類記入の徹底と適切な効果測定の実施について 当基金の充当事業である「有害鳥獣被害防止対策推進事業」において、補助金交付要綱で提出を求める書類に不備があり、適切な効果測定が実施されていない。 よって、県は効果測定にとって重要な情報である「被害軽減効果」を必須の回答項目として定め、記載要領や記入例を示した上で、各市町村へ周知徹底することで、適切な効果測定を実施するための情報を収集できる環境を整えることが必要である。</p>	<p>当基金を充当して実施する「山形県有害鳥獣被害軽減モデル事業費補助金」の目的は、電気柵の設置による鳥獣被害軽減であるが、効果測定にとって重要な情報である「被害軽減効果」を事業実績報告における必須の回答項目として定めていなかった。 そこで、令和3年度の補助金交付要綱において、事業実績報告書の添付資料の様式中、「被害軽減効果」欄について必須回答項目として定めるとともに、記載要領や記入例を追加して、各市町村へ周知した。</p>

<p>みどり自然課</p>	<p>12 やまがた緑環境税基金</p> <p>② 補助対象外経費に対する補助金の交付について（補助対象団体の会員が代表を務める会社への業務委託）</p> <p>当基金の充当事業である「平成31年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」において、補助対象外経費である補助対象団体の会員が代表を務める会社への物品購入代の支払に対して補助金が交付されていた。</p> <p>特定の個人が代表を務める会社は個人の意思で経営の意思決定を行えるため、法人と個人を一体として捉えることが適切である。また、県は物品の購入代と認識しているが、その実態は業務委託である。</p> <p>よって、県は、補助対象外経費の判断にあたり、経費の実態を把握するとともに、「事業実施主体構成員」の範囲に、個人だけでなく当該個人が代表を務める法人を含めて判断すべきであり、当該認識について事業管理主体である各総合支庁への周知を徹底する必要がある。</p>	<p>「平成31年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」においては、補助対象団体の会員（個人）への謝金、役務費、旅費及び委託費は補助対象外としていたが、補助対象団体の会員（個人）が代表を務める会社への謝金、役務費、旅費及び委託費は、補助対象外としていなかった。</p> <p>指摘を受けて、令和3年度の補助金交付要綱を改正し、補助対象団体の会員（個人）が代表を務める会社への謝金、役務費、旅費及び委託費は、補助対象外にすることとした。また、審査を行う各総合支庁に対し、事務に遺漏なきよう周知した。</p> <p>なお、当該事業の趣旨は、県民がボランティア的に森林づくりに参加する活動に対する補助事業であることから、人件費的な要素に乏しい需用費（資材費、消耗品費、燃料費、印刷代）については、支払先が補助対象団体であっても、引き続き、補助対象としている。</p>
<p>みどり自然課</p>	<p>12 やまがた緑環境税基金</p> <p>③ 補助対象外経費に対する補助金の交付について（補助対象団体の会員に対する手数料）</p> <p>当基金の充当事業である「平成31年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」において、補助対象外経費である補助対象団体の会員に対する手数料に対して補助金が交付されていた。</p> <p>県は、補助対象事業者に対して改めて補助対象経費の範囲を周知するとともに、事業実績報告時の検査の厳格化を行うように、事業管理主体である各総合支庁への周知を徹底する必要がある。</p>	<p>「平成31年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」においては、補助対象団体の会員（個人）への謝金、役務費、旅費及び委託費は補助対象外としていたが、補助対象団体の会員（個人）が代表を務める会社への謝金、役務費、旅費及び委託費は、補助対象外としていなかった。</p> <p>指摘を受けて、令和3年度の補助金交付要綱を改正し、補助対象団体の会員（個人）が代表を務める会社への謝金、役務費、旅費及び委託費は、補助対象外にすることとした。また、審査を行う各総合支庁に対し、事務に遺漏なきよう周知した。</p> <p>なお、当該事業の趣旨は、県民がボランティア的に森林づくりに参加する活動に対する補助事業であることから、人件費的な要素に乏しい需用費（資材費、消耗品費、燃料費、印刷代）については、支払先が補助対象団体であっても、引き続き、補助対象としている。</p>

<p>防災危機管理課</p>	<p>5 災害救助基金                  ② 災害給与品の年度末報告における数量記載の不備について                  当基金を充当して購入した防災資機材等の毎年度末における管理状況を報告する「防災資機材等管理状況報告書」において、次の2種類の不備が散見された。                  イ 平成30年度報告書の年度末数量と令和元年度報告書の年度当初数量の不一致                  ロ 令和元年度の県内市町村や他県からの要請による実際供与数と令和元年度報告書における「増減」（供与数）の不一致                  県は「山形県防災資機材等管理運営要綱」に定めるとおり、「防災資機材等管理状況報告書」を正確に作成し、正しい災害供与品の数量管理を行うべきである。</p>	<p>「イ 平成30年度報告書の年度末数量と令和元年度報告書の年度当初数量の不一致」「ロ 令和元年度の県内市町村や他県からの要請による実際供与数と令和元年度報告書における「増減」（供与数）の不一致」について確認し、不一致がないように修正した。                  なお、災害供与品について、正しい数量管理が出来ていなかったことから、令和2年度末時点の報告依頼の際に、『提出にあたっては「複数人で確認すること」「前年度の報告書との整合性を確認すること』を明記し、現在は、上述のとおり不一致は解消している。</p>
----------------	--	--

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年8月26日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県病院事業局 勤務管理システム構築等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県病院事業局 県立病院課DX推進担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2325
- 3 落札者を決定した日 令和4年7月4日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 落札金額 72,600,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和4年5月24日

令和4年8月26日印刷  
令和4年8月26日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県